

道路空間を活用した道路占用について

道路空間を活用した道路占用については、現在、1日・2日から数週間程度の一時的なイベント占用において許可を行っており、今後、イベント占用に加えて、まちの賑わい・歩行者の利便増進・地域活力の向上を図るため、持続的に一定期間連続して道路空間を活用した道路占用の取扱いについて次のとおり検討しております。

現行（一時的）

●一時的に道路空間を活用したイベント占用

1 占用対象	地域の活性化や都市における賑わいの創出を図るため、道路をイベントで活用する場合に、一時的に占用対象物件（テント、ベンチ、看板等）を設置するもの
2 占用期間	1日・2日から数週間程度の一定の期間
3 占用主体	①国・地方公共団体、②国・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会、実行委員会等、③国・地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体
4 占用料	上記①・②及び③のうち収益が発生しない場合又は収益が発生するが路上イベントの運営費等に充当する場合は占用料免除（③のうち収益が発生するが路上イベントの運営費等に充当しない場合は占用料を徴収します。）

今後の取組（一時的＋持続的）

- 上記記載の一時的に道路空間を活用したイベント占用は継続します
- 現行のイベント占用に加えて、都市再生特別措置法、歩行者利便増進道路制度等の占用特例制度に対応するため、道路占用の取扱いについて、国の取扱いを参考に今後検討していきます

（都市再生特別措置法、歩行者利便増進道路制度の主な国の取扱い）

1 占用対象	まちの賑わい・歩行者の利便増進・地域活力の向上を図るため、都市再生特別措置法、歩行者利便増進道路制度等の占用特例制度を活用した持続的な道路占用
2 占用期間	都市再生特別措置法は最大5年、歩行者利便増進道路制度は公募の場合は最大20年、公募しない場合は最大5年
3 占用主体	占用区域内における点検、清掃等の道路の維持管理を的確に行える者で、国・地方公共団体、国・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会、実行委員会等、国・地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体
4 占用料	両制度ともに、占用主体が清掃や除草等を行う道路の維持管理の協力が行われる場合は占用料を90%減免（今後、国の取扱いを参考に、市として占用料に係る減免の取扱いについて検討を進めていきます。）